

足利市文化芸術基本条例

足利市は歴史と文化、そして学びを大切にするまちです。

日本最古の学校である史跡足利学校、足利氏居館跡である饒阿寺がその象徴であるように、古からの豊かな自然と、自由で開かれた学びの環境のもこの地に生まれ、今もなお数多く残る文化財は、時代を超え人々によって大切に守られてきたものです。

また、地域に根付く進取の精神は、繊維産業の発展に大きな影響を与えた足利銘仙や、世代を超えて誰もが楽しめる八木節という郷土芸能を生み出しました。

こうした文化芸術に対する市民の深い理解と愛情は、このまちならではの特長といえます。

文化芸術の発展と継承には、自ら表現活動をしてつくり出す人、支える人、送り出す人、応援する人、それぞれの関係性が大切であり、多様な価値観と個人の想像力が尊重される今こそ、これらの活動を支えていくための環境づくりが必要です。

私たちは、先人たちの築いてきた大切な文化や想いを継承し、新たな文化芸術を創造し続けることによって、将来にわたり魅力のある地域社会を実現していくことを決意し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、文化芸術に関する施策（以下「文化芸術施策」という。）の推進に関し基本理念を定め、並びに市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、文化芸術施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進し、もって足利らしさ溢れる地域社会を創造するとともに、心豊かで希望に満ちた市民生活の実現を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 文化芸術施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 文化芸術の担い手である市民ひとりひとりの自主性、創造性及び多様性を十分に尊重すること。
- (2) 全ての市民が等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備を図ること。
- (3) 多様な文化芸術の保護、発展及び活用を図ること。

- (4) 豊かな自然、歴史及び風土の中で培われてきた郷土の伝統的な文化芸術を、市民共通の財産として将来にわたり保存し、及び継承するとともに、新たな文化芸術を創造するために活用するよう努めること。
- (5) 市、市民、文化芸術活動を行う民間の団体及び個人（以下「文化芸術団体等」という。）等が、それぞれの責務又は役割を担うとともに、相互に連携し、及び協力するよう努めること。
- (6) 乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術団体等、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう努めること。
- (7) 観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他各関連分野における施策との連携を図るよう努めること。

（市の責務）

第3条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、市の特性に応じた文化芸術施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、文化芸術施策の策定及び実施にあたり、広く市民の意見が反映されるよう十分配慮するものとする。
- 3 市は、文化芸術施策を推進するため、文化芸術拠点の整備及び充実に努めるものとする。
- 4 市は、文化芸術施策を推進するため、国、県及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

（財政上の措置）

第4条 市長は、文化芸術施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念に基づき、自らが文化芸術の担い手や支え手であることを認識し、自主的かつ主体的に文化芸術活動に参画することにより、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすよう努める。

- 2 市民は、それぞれの文化芸術活動について相互に理解し、尊重し、及び支え合うよう努める。

(文化芸術団体等の役割)

第6条 文化芸術団体等は、基本理念に基づき、それぞれの文化芸術活動を通じて、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的に取り組むよう努める。

(文化芸術推進基本計画)

第7条 足利市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術施策の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定める。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 文化芸術施策の推進に関する基本的方針

(2) 文化芸術施策の推進に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、文化芸術施策の推進に関し必要な事項

3 教育委員会は、基本計画を定めようとするときは、文化芸術団体等その他の市民の意見を反映させるために、必要な措置を講じなければならない。

4 教育委員会は、基本計画を定めようとするときは、次条第1項に規定する足利市文化芸術審議会の意見を聴かななければならない。

5 教育委員会は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(足利市文化芸術審議会)

第8条 基本計画その他文化芸術施策の推進に関する重要事項の調査審議を行うため、足利市文化芸術審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査審議する。

(1) 基本計画の策定、変更及び進行管理に関すること。

(2) その他文化芸術施策の推進に関すること。

3 審議会は、文化芸術施策の推進に関する事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員10人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 文化芸術団体等の関係者

(2) 学識経験を有する者

(3) 民間の団体又は事業者の代表者

(4) その他教育委員会が適当と認める者

6 特別職の職員等の給与に関する条例（昭和26年足利市条例第14号）第5条第6項ただし書の規定は、委員の報酬について適用しない。

7 前項の規定の適用に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。